

令和8年4月1日
四日市建設事務所

建設発生土の民間受入候補地の募集について

1. 募集の趣旨

四日市建設事務所で発注する公共工事において、他公共工事への流用等、公共利用ができない建設発生土を民間建設工事へ流用又は民有地に処分するにあたって、その受入先となる候補地を「建設発生土の民間受入地の公募要領」に基づき募集します。

なお、今回の募集は候補地の募集であって、建設発生土の搬入を確約するものではありません。

2. 搬出する予定建設発生土の概要

公共利用ができない建設発生土が見込まれる公共工事の実施予定が固まり次第、工事名、発生場所、予定発生土量、およその土質、搬出予定時期を「別表 搬出予定建設発生土の概要」により随時公表(公表後の更新含む)します。

3. 応募要件

(1) 応募できる方

イ) 建設発生土を受け入れることができる土地を所有している方又は土地を所有している方から受け入れについて同意を得ている使用者の方。

ロ) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方。

(2) 土地の要件

イ) 所在地

四日市市及び三重郡地内(四日市建設事務所管内)にある土地。

ロ) 関係法令手続き

建設発生土の受入時点において、受け入れに伴い必要な関係法令の手続きが完了している土地。

・農地法(農地転用許可)

・砂防法(砂防指定地内の作業許可)

・都市計画法(開発許可)

・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地崩壊危険区域内の作業許可)

- ・地すべり防止法(地すべり防止区域内の作業許可)
- ・河川法(河川占用許可)
- ・自然公園法(申請、届出等)
- ・森林法(保安林内作業許可、林地開発許可、伐採届出書)
- ・その他必要となる法令、条例等

ハ)受入土量

500m³以上の建設発生土の受け入れが可能な土地。

ニ)搬入路

受入地まで建設発生土の運搬車両(10t車)の搬入路が確保されている土地。

ホ)その他

- ・申請者自らが所有しているか、または所有者が受け入れについて同意した土地。
- ・土地所有者と第三者の間で土地をめぐる争いが生じていない土地。
- ・隣接する土地と境界等で問題が生じない土地。
- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、所有する又は使用する土地でないこと。

4. 募集期間及び応募方法

(1)募集期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

(2)応募方法

次の書類を四日市建設事務所工事統括課まで、事前に連絡のうえ持参して提出してください。

イ)建設発生土受入地登録申請書(様式-1)、「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」(別紙)及び添付資料

【添付資料】

- ① 関係図面(位置図、平面図、縦断図、横断図、土砂等流出防止施設の構造図等)
- ② 受入地が判別できる写真
- ③ 受入地への進入経路を示した図面
- ④ 土地の権原を有することを証するもの((土地登記簿等の写し)原本確認が必要)
- ⑤ 土地所有者の同意書(申請者と土地所有者が異なる場合)
- ⑥ 申請者の本人確認できるもの(代理申請の場合)委任状と受任者の本人確認できるもの(運転免許証の写し等)

5. 応募後の扱い

- (1)申請いただいた土地は審査のうえ、建設発生土の受入地の候補地として適していると認められた場合は、「建設発生土受入地登録通知書」により通知します。
- (2)登録有効期間は登録日より最長2年までとします。
- (3)登録された土地に、四日市建設事務所が発注する工事に伴い発生する建設発生土を搬入する場合は、当該土地の申請者の方に「受け渡し通知書」により通知します。
- (4)審査等に当たっては、現地立会及びヒアリングを実施する場合があります。

6. その他の留意事項

- (1)建設発生土の搬入は、四日市建設事務所(公共工事の受注者)が行います。ただし、建設発生土の搬出・搬入地については、原則として四日市建設事務所管内(四日市市及び三重郡)に限ります。
- (2)受入地登録を継続する場合や登録申請内容に変更が生じた場合は、「建設発生土受入地登録{継続・変更}申請書(様式-4)」を四日市建設事務所工事統括課まで、事前に連絡のうえ持参して提出してください。内容を審査のうえ認められれば、登録内容の変更を行います。
- (3)受入地において廃棄物の不法投棄が確認された場合は、建設発生土の搬入を中止し、関係機関に連絡します。
- (4)建設発生土の搬入が完了した場合は、申請者の方に「受け渡し完了通知書」により通知します。
- (5)「建設発生土受入地登録通知書」が通知された場合でも、建設発生土の搬入ができない場合もあります。
- (6)個別の建設発生土の土質については、事前に四日市建設事務所と申請者が協議等を行い、受け入れの可否について決定します。
- (7)なお、受け入れが決定した後は、土質に大きな変更の無い限り、受け入れ態勢の協力をお願いします。
- (8)以下の項目については申請者による対応をお願いします。
 - ・関係法令の手続き
 - ・隣接土地所有者との調整
 - ・周辺住民との調整
 - ・利害関係者等との調整
- (9)別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」を確認のうえ、厳守してください。
- (10)建設発生土受入地の登録を削除したい場合は、「建設発生土受入地登録削除申請書(様式-7)」を四日市建設事務所工事統括課まで、事前に連絡のうえ持参して提出してください。

7. 問い合わせ及び提出先

「建設発生土の民間受入候補地の募集について」に関して、不明な点等がありましたら以下の問合せ先までご相談ください。

三重県四日市建設事務所工事統括課

担当: 佐々木、島村、前川、吉田

TEL 059-352-0670

FAX 059-352-0666